⑰　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑱　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshiyuki Suzuki, Director, North Kanto Defense Bureau

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Newly-constructing administrative building, machinery, and other works at JGSDF Camp Kisarazu.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 26 December 2011

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. 16 February 2012 (tenders brought with 12 : 00 P.M. 16 February 2012 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 16 February 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, North Kanto Defense Bureau, 2―1 Shintoshin Chuo-ku, Saitama city　〒330―9721　TEL　048―600―1800 (2442)

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月12日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長　鈴木　良之

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11

**○第13号**

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　三宿外（23震災関連）非常用電源施設等整備電気その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都世田谷区ほか

⑷　工事内容

ア　三宿駐屯地（東京都世田谷区）外における非常用電源施設新設及び付帯工事等

施工場所

㋐　三宿駐屯地

㋑　北宇都宮駐屯地

㋒　宇都宮駐屯地

㋓　勝田駐屯地

㋔　古河駐屯地

㋕　松戸駐屯地

㋖　習志野駐屯地

㋗　下志津駐屯地

㋘　木更津駐屯地

㋙　小平駐屯地

㋚　東立川駐屯地

㋛　立川駐屯地

イ　三宿駐屯地（東京都世田谷区）外における地下燃料タンク漏洩防止工事

施工場所

㋐　三宿駐屯地

㋑　北宇都宮駐屯地

㋒　土浦駐屯地

㋓　木更津駐屯地

ウ　練馬駐屯地（東京都練馬区）における構内通信線路整備工事

エ　工事内容

㋐　電気工事

非常用発電機　300KVA　14基

発電機室付帯工事等　１式

㋑　建築工事

発電機室新設　14棟

㋒　機械工事

発電機室付帯工事　１式

地下燃料タンク漏洩防止工事　１式

㋓　通信工事

津波警報装置整備　１式（木更津）

構内拡声設備改修　１式

㋔　土木工事

発電機室付帯工事等　１式

オ　詳細図等作成業務　一式

⑸　工期　平成25年３月29日まで

⑹　使用する主要な資機材

非常用発電機（300KVA）14基

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年12月12日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）の示すところにより装備施設本部長から三宿外（23震災関連）非常用電源施設等整備電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争参加資格の級別の格付けを受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した電気工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。

⑷　平成８年度以降に、元請けとして、非常用電源装置の設置工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ　平成８年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。